

保護者 各位

新富町教育委員会

緊急事態宣言解除に伴う小中学校の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、かねてより本町の教育活動に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本県の緊急事態宣言が解除され、感染拡大緊急警報となりました。新富町小中学校の対応を下記のとおりいたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

緊急事態宣言解除後における新富町小中学校感染予防対応基準

1 期間

令和3年6月1日～当面の間（6月20日見込）

2 感染予防三原則

「持ち込まない」「うつらない」「うつさない」

3 対応

- 校外学習については、十分な感染症対策を講じた上で実施することができるものとします。
- 部活動及びスポーツ少年団活動については、県内のみとし、県外及び県内赤圏域との交流は行わないものとします。また、宿泊を伴う練習試合、合宿等は原則行わないものとします。宿泊等が必要な場合は、学校や代表者が町教育委員会へ相談ください。

4 感染予防の具体的方策（特に留意する点）

- ① 健康チェックの徹底・・・ 登校前の家庭での健康チェック（本人及び家族）
- ② 場に応じた マスク着用の徹底・・・ 各活動においてマスク着用が望ましいが、熱中症に十分配慮した対応を心がけること
- ③ 手洗いの徹底・・・ 登校時、トイレ使用时、給食時、休み時間後等
- ④ 換気の徹底・・・ 室内における温度管理と室内対角線での常時換気
- ⑤ 消毒の徹底・・・ ドアノブ、水道蛇口、廊下手すり等
- ⑥ 活動制限の徹底
 - ア 登下校時の間隔をあけた一列歩行の徹底
 - イ 登下校時の靴箱の混雑等を避ける工夫
 - ウ 集会活動については、感染予防対策を十分に行った上で実施可
 - エ 音楽の合唱、学級での歌唱、調理活動については、感染予防対策を十分に行った上で実施可
 - オ 給食時の会話自粛
 - カ 部活動における、飛沫防止や用具・楽器等の消毒の徹底

5 その他

- 各学校の状況に応じて、適宜工夫と徹底を図る。
- 「新富町小中学校 新しい生活様式（令和3年度春季版）」の徹底を図る。
- 外出時のマスクの着用をはじめとした望ましい行動の徹底を図る。